

提案提出元	個人
-------	----

項目	ご意見	
1. 周波数オークションを導入する際に検討すべき論点についてどのように考えるか。	<p>i) 周波数オークションを実施することにより、過当競争が生じ、結果として電波の能率的な利用および国民の利益が害されることがあってはならないと考える。</p> <p>ii) 電波・周波数資源を徒に国庫の財源として扱われることがあってはならないと考える。</p>	
2. 論点に対してどのように考えるか。	番号	ご意見
	1項 i) 案 5(1)①	<p>周波数オークションを実施することにより、周波数資源の獲得の為の入札が過当競争化し、落札額が高騰することがあってはならない。</p> <p>落札額が高騰した場合、結果として電気通信事業者の経済的負担が過大となり、本来電気通信事業の利用者のために割かれるべき資本が減少し、結果的に利用者のサービスが低下することも予想される。これでは電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまうので、過当競争とならない様、精度設計にあたっては十分留意される必要がある。</p>
	1項 i) 案 5(1)② 案 5(2)⑤	<p>単純に落札額のみを決定項目として周波数オークションが実施されると、特定の多額の資本を持つ電気通信事業者が他の事業者への周波数帯域割り当てを阻むことを目的として当該周波数帯域を買い占め、結果的に他の事業者の業務を妨害することも可能となってしまう。</p> <p>これでは、電波の能率的な利用という理念から逸脱した結果を招いてしまう。このような事態を防ぐため、当該帯域を落札した後の具体的なサービス展開を確約させる、またその展開が達成されなかった場合のペナルティを定めるなどの歯止め処置も併せて議論する必要があると考える。</p>
1項 i) 案 6	<p>周波数オークションにより割り当てられた帯域に関し、二次取引は決して認めてならないと考える。</p> <p>二次取引を認めた場合、当該帯域において自ら無線通信業務を行わず転売することで利益を得ることを目的とした事業者が応札することも予想される。仮にこのような事業者が当該帯域を落札した場合「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進する」という電波行政の根本的な目的に著しく反する結果を招く。</p> <p>そのような危惧を防ぐためにも、二次取引は決して認めて</p>	

		はならないと考える。
	1項. ii) 案4①	周波数資源の利用する無線通信業務に関して、直接的に経済的利益に結びつかない業務も多数存在する。 この様な業務に、単に「競願が発生する」との観点から周波数資源の利用に対する税・公物占有料という思想を適用すると、結果的に電波の適正かつ能率的な利用が害されることになる可能性が危惧される。 周波数オークションを実施するとしても、電気通信業務を行うことを目的とした無線局の様に周波数資源の利用が直接的に経済的利益に結びつく業務に限定されるべきと考える。
	1項. ii) 案3	周波数オークションを実施した場合の収入は、電波の能率的な利用に資する為の財源として扱われなければならない。即ち、使途が限定される特定財源として扱われるのが適当であると考え。 周波数オークションによる収入を一般財源として扱った場合、電波・周波数資源全般を国庫の財源として濫用される様になるおそれが考えられる。この様な事態に陥った場合、無線通信業務が直接的に経済的な利益を生み出さない業務の継続が困難になることも考えられる。 当該議論が安直に国庫の財源と結びつける議論となっはならないと考える。
	案9	周波数オークションに関して、外国資本による参入を認めるか否かについては、電波法第五条第二～四項の規定との関連も含めて議論する必要がある。 一方、電波法第五条の理念としては、電波の利用に関しては日本国および日本国民の利益に資するものでなければならないという考えが基となっていることから、単純に経済的な観点から外国資本による無線局免許取得を認めるというような議論となることはふさわしくないと考える。
3. その他 (留意事項や情報提供など)	特になし。	

以上